

地方自治法施行令等の一部を改正する政令要綱

第一 地方自治法施行令の一部改正に関する事項

一 直接請求制度に関する事項

1 条例制定又は改廃請求代表者が署名し印を押すことを求めるための委任をした場合の、請求代表者証明書を交付した普通地方公共団体の長及び受任者の属する市町村の選挙管理委員会への届出に関する規定を削除すること。（地方自治法施行令旧第九十二条第三項関係）

2 指定都市における条例制定又は改廃請求に係る署名及び印を求めることができる期間を、都道府県と同様に、請求代表者証明書を交付した旨の告示があった日から二箇月以内とすること。（地方自治

法施行令第九十二条第三項関係）

3 指定都市における条例制定又は改廃請求について、条例制定又は改廃請求代表者が2の期間の満了の日の翌日から署名簿を当該指定都市の区の選挙管理委員会に提出するまでの期間、地方自治法第七十四条の二第六項の規定により署名簿の返付を受けた日又は署名簿の署名の効力が確定した日から同法第七十四条第一項の規定による請求までの期間及び同項による請求が適法な方式を欠いているとき

にこれを補正させる期間を都道府県と同様の期間とすること。（地方自治法施行令第九十三条の二第一項、第九十四条第一項、第九十六条第一項、第九十七条第二項関係）

4 普通地方公共団体の直接請求のうち、議員及び長の解職請求に係る投票方法について、投票用紙に賛否を自書する方法とともに、議会の解散請求並びに議員及び長の解職請求に係る投票方法について、当該普通地方公共団体の選挙管理委員会が定めるところにより、解散又は解職に賛成するときは投票用紙の賛成の記載欄に○の記号を、これに反対するときは反対の記載欄に○の記号を記載する投票方法により行うことができるものとする。 （地方自治法施行令第一百六条、第一百八条第一項の表、第九十九条、第一百三十三条、第一百四十四条、第一百五十一条の表、第一百六条の二、第一百七十一条、第一百八条の表関係）

5 選挙権を有する者の総数が八十万を超える普通地方公共団体について、議会の解散並びに議員、長及び主要公務員の解職請求に必要な署名数に係る要件を緩和し、八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数としたことに伴い、関係規定の整備を行うこと。（地方自治法施

行令第百条の表、第百十条の表、第百十六条の表、第百二十一条の表関係)

6 その他所要の規定の整備を行うこと。

二 一の普通地方公共団体のみに適用される特別法についての賛否の投票に関する事項

1 一の普通地方公共団体のみに適用される特別法に係る投票方法について、関係普通地方公共団体の選挙管理委員会が定めるところにより、当該法律について賛成するときは投票用紙の賛成の記載欄に○の記号を、これに反対するときは反対の記載欄に○の記号を記載する投票方法により行うことができるものとする。 (地方自治法施行令第百八十四条、第百八十六条第一項、第百八十七条関係)

2 その他所要の規定の整備を行うこと。

三 特例一部事務組合に関する事項

一部事務組合は、規約で定めるところにより、当該一部事務組合の議会を構成団体の議会をもって組織することができるものとしたことに伴い、その議会を構成団体の議会をもって組織する一部事務組合への地方自治法施行令中普通地方公共団体に関する規定の準用について、必要な読替えを行うこと。

(地方自治法施行令第二百十一条の三関係)

四 その他所要の規定の整備を行うこと。

第二 地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令の一部改正に関する事項

一 教育委員会の委員の解職請求に必要な署名数に係る要件を緩和し、選挙権を有する者の総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数としたことに伴い、関係規定の整備を行うこと。（地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令第三条第一項の表関係）

二 その他所要の規定の整備を行うこと。

第三 市町村の合併の特例に関する法律施行令の一部改正に関する事項

一 合併協議会の設置請求代表者が署名し印を押すことを求めるための委任をした場合の、請求代表者証明書を交付した市町村の長及び当該市町村の選挙管理委員会への届出に関する規定を削除すること。（市町村の合併の特例に関する法律施行令旧第二条第三項関係）

二 その他所要の規定の整備を行うこと。

第四 その他関係政令の整備に関する事項

その他関係政令について所要の規定の整備を行うこと。

第五 施行期日等

- 一 この政令は、地方自治法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第七十二号）附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（平成二十五年三月一日）から施行するものとする。 （附則第一条関係）
- 二 所要の経過措置を規定するものとする。